

令和2年4月30日

在学生の皆様ならびに保護者の皆様

日本女子体育大学
学長 深代 千之

新型コロナウイルス禍における本学の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言が出され、感染の拡大をくい止める取り組みが全国各地において様々に取り組みられているところです。とりわけ本学の所在する東京都においては非常に厳しい休業要請が発せられ、本学も授業開始を繰り下げ、登校禁止と学内施設使用禁止を余儀なくされています。こうした状況下にあつて、学生の皆様の学修機会をなんとか確保できるよう教職員が一丸となって検討と努力を重ね、5月11日(月)から非対面型のオンライン授業(e-Learning)を開始することといたしました。キャンパスに集まり対面での授業ができないことは極めて残念ではありますが、インターネットを経ての遠隔授業であっても例年と変わらない教育を実現できるよう、様々な準備を行っております。

学生の皆様ならびに保護者の皆様には、オンライン授業による教育の取り組みについてご理解とご協力をお願いいたします。このことにともないご自身ご家庭のインターネット環境や通信環境の整備をお願いすることになりますが、そのための経済的ご負担を少しでも軽減できるよう、学修環境を整える修学支援金を給付いたします。

また、保護者様の家計状況の急変やアルバイト休業等による経済的困窮を抱えておられる方が少なくないと承知しています。すでに前期学納金の納入期限となっておりますが、ご準備が困難な場合には延納・分納などの対応が可能です。また、奨学金も各種の募集をこれから行っていきますので、どうぞご相談ください。

1. 修学支援金の給付について

このたびのオンライン授業(e-Learning)を実施していくために、皆様にはご家庭のインターネット通信環境の整備、スマートフォンやデータ通信用携帯端末の通信容量の増強、パソコン、タブレット、周辺機器、などの準備をお願いいたします。こうした経費負担を少しでも軽減するために、学修環境を整える修学支援金として在学生全員に一律40,000円を給付いたします。(具体的な給付方法・時期については、追って学生ポータルシステムによりお知らせいたします。)

2. 奨学金による支援について

新型コロナウイルスの影響で(雇用の喪失や収入の急減など)家計状況が急変し、勉学の継続に支障をきたした方を対象にして、本学独自の二階堂学園奨学金による救済措置を検討しております。詳細が決まりしだい、速やかに皆様にお知らせいたします。

3. 学納金の延納・分納について

4月末日を納入期限とした前期学納金の納入が困難な場合には、納入期限の延期（延納）または期日を分けての納入（分納）のご相談に応じます。財務部経理課にご相談ください。

財務部経理課：03-3300-5345（月～金 9:00～16:30, 12:45～13:45 昼休み）

4. 授業料等の学納金について

学生の皆様の安全を確保するために、当分の間、キャンパスに登校しての対面授業ができないという制約がありますが、日本女子体育大学の目指す教育をできるかぎり維持していく所存です。オンライン授業によって教育の質を維持するため、教職員は様々な工夫と努力を行い、対面授業が実施できる時に向けて、キャンパス、施設、設備の維持管理にも万全を期す所存です。なお、施設設備費は、単に施設利用料ではなく、大学運営に必要な施設の取得や維持費の支出に充てられていることを申し添えます。したがって、現時点で授業料や施設設備費などの返還ならびに減額は考えておりません。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

今後の情勢の変化にともない、上記内容に変更が生じる場合があります。その際は、ホームページ等でお知らせいたしますので、引き続き情報のご確認をよろしくお願いいたします。

末筆になりましたが、学生の皆様、保護者の皆様にはどうか健康に留意され、新型コロナウイルスに感染しないこと、そして自分たちが感染源にならないことがなによりも重要です。

どうか皆様が無事にこの難局を乗り越えることができることを願っております。

以 上